

## 第88回 周防大島町農業委員会総会

- 1 開催日時 令和5年3月15日(水) 午前9時30分から
- 2 開催場所 久賀公民館 2階 大会議室

3 出席農業委員 (13人)

- 1番 川地 守
- 3番 瀬川 一郎
- 4番 小柳 貴史
- 5番 沖村 和哉
- 6番 星出 栄一
- 7番 中原 賢
- 8番 大谷 正樹
- 9番 宮本 平
- 10番 田中 豊文
- 11番 角井 雅之
- 12番 袴田 光夫
- 13番 安本 貞敏
- 14番 廣岡 隆義 (会長)

4 欠席農業委員 (1人)

- 2番 宮城 恵子

5 出席要請農地利用最適化推進委員 (0人)

6 欠席農地利用最適化推進委員 (0人)

## 7 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第2号 農地転用等の事業計画の変更の承認について

議案 第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

審査会1 農振法に基づく農用地利用計画変更(随時変更)について

報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知(貸借の合意解約)について

報告事項2 農地現況証明願による現況証明について

協議会1 令和5年度最適化活動の目標設定(案)

協議会2 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

その他 諸連絡

## 8 農業委員会事務局職員

事務局長 行田 一生

書記 市川 貴志

書記 小田 康雄

書記 泉口 洸平

事務局長 定刻となりましたので、只今より第 88 回周防大島町農業委員会総会を開会いたします。最初に廣岡会長よりご挨拶をお願いします。

会長 おはようございます。ようやく暖かくなったと思ったら今週は寒い日が続いていますけれども東京では過去一番早い桜の開花ということでした。1月に寒い日が続いてどうなることかと思っておったらそれ以降は天候が良かったからそういう気象になったんだろうと思います。柑橘に関していうと昨年産は非常に悪かったもので今年産に期待するところがあります。明るい農業の発展ができることを期待しての年を迎えたいと思います。

本日の附議事項は、議案 6 件、審査会 8 件、報告事項 4 件、協議会に追加があり 2 件、その他諸連絡となっております。慎重審議のうえ、決定をいただくようお願い申し上げます。

それでは、本日の出席者についてご報告いたします。在任する農業委員総数は 14 名、本日の出席委員 13 名、欠席委員 1 名、本日出席要請をした農地利用最適化推進委員は 0 名であります。よって、農業委員は過半数の出席ですので、周防大島町農業委員会会議規則第 8 条の規定により、総会は成立をしております。次に、議事録の署名人を指名いたします。本日の議事録署名人は、農業委員 3 番瀬川委員と、4 番小柳委員によりしくお願いいたします。それでは、議事に入る前に事務局より議案書の訂正があります。

事務局 協議会が 2 件追加となり、本日お配りした議事日程表のとおり日程が変更となります。資料についてもお手元にお配りさせていただいています。以上です。

議長 それでは、議事に入ります。日程 1、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、No. 1、申請人、譲受人、周防大島町家房●●●●、譲渡人、埼玉県川越市●●●●、申請地、大字西屋代、字二反田、地番●●●●、地目田、面積 1, 864 m<sup>2</sup>他 3 筆合計 3, 181 m<sup>2</sup>です。契約の内容につきましては、贈与による所有権の移転です。経営面積は、現在 6, 232 m<sup>2</sup>、取得後は 9, 413 m<sup>2</sup>です。それでは、農地法第 3 条第 2 項各号の事項について説明します。議案説明資料は、1 ページから 6 ページをご覧ください。本事案については、相続により取得した農地の管理が遠方に在住し難しいので譲渡したい譲渡人の要望に対し、移住を前提に南国果樹を栽培したいと考えていた譲受人が応えるものであります。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第 3 号

の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、世帯の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の下限面積要件ですが、本町の下限面積30aを超えて耕作するため問題はないと考えます。次に第6号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第7号の地域調和要件ですが、周辺の農家と意見交換や指導を仰ぎながら栽培していく計画であるため周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の1番川地委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

1番 譲受人ですがこちら田んぼがありますがその2枚の所にハウスの鉄骨が組み立てては無いのですが置いてあります。田んぼなので水が付きますのでそこへ真砂土を入れるというのを聞いております。水はけが悪いということなのでそれを回避するためにもできるだけ上手に埋め立てをしてくださいとお願いをしております。近々泥があればハウスが建てられると、かなりの面積なので相当なお金が必要だと思います。畑なんですけど山の方に2か所あります。1か所にはかなり大きい木が生えています。直径50センチ以上なのでこれをミカン畑にするのはかなり皆さんで見守っていかないといけないというふうに思います。1か所は道路があるんですけどもう1か所はないのでどうするのか見守っていきたくと思います。贈与に関しては前向きに譲渡人がやられているのでいいだろうと思っています。以上です。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。角井委員。

11番 耕作証明書のところを確認させていただきたいんですけど普通畑での収穫高って何がとれているんですか。10アール当たり70キロの収穫、柑橘だったら1反の畑に木が二本とかそんな世界になっていますし。どの程度の適正な農地管理をされているのかなというのがこの収穫量を見る限り果樹の感覚ではどうかなという感覚を持っています。贈与自体には譲渡人の方から面倒を見られないので見てほしいと譲り渡されるようなのでこの辺りは適正管理の指導をしていただければいいのかなと思っています。先ほどの耕作証明書の件お判りになるようならお願いします。

事務局 この方は今年度も3条取得で家房の農地を取得しています。トラクターとかはお持ちなのですが野菜やそのまま植わっていた果樹を引き続き栽培をしておりました。果樹については樹勢が弱っていたこともあり収量は低めですけ

れども季節野菜などで色々な品目を作っています。

11番 畑の所は野菜を作っているということで、10アール70キロというと野菜だとうなんですかね。畑があるのなら全部使ってくださいということです。

議長 他に何かご意見なりご質問がありましたらお願いします。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。  
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。  
よって、本件を許可することに決定いたします。  
続いて、No.2について、事務局より説明をお願いいたします。

議長 はい。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、No.2、申請人、譲受人、島根県邑南町●●●●、譲渡人、東京都府中市●●●●、申請地、大字小松、字磯崎、地番●●●●、地目畑、面積1,408㎡他1筆合計2,182㎡です。契約の内容につきましては、売買による所有権の移転です。経営面積は、現在11,955㎡、取得後は14,137㎡です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。  
議案説明資料は、7ページから11ページをご覧ください。本事案については、申請地が、自身の所有する農地に近く、耕作が便利のため、効率的に耕作しようとして計画していた譲受人の要望に対し、譲渡人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の下限面積要件ですが、本町の下限面積30aを超えて耕作するため問題はないと考えます。次に第6号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第7号の地域調和要件ですが、従来通り耕作管理する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の12番袴田委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

12番 先だって3月10日に現地を推進委員の河村さんと見に行きました。前の日の9日に現況確認ということでこの上の方に行ったときにはおられたのですが、翌日連絡をしたら島根に帰られていて現地を見させてもらいますということで見させてもらいました。8ページの地図のあるように2か所あるのですが上の方の土地はすでにミカン園を作っておられるその中の一角に譲渡人の土地がありまして手放すということで求めるということです。雑木がかなり生えておって改植するのは大変だろうと思いますけれどもバックホーなども持っておられるのでこれを開墾してミカン園にするということです。もう一点下の方にもちょっと離れたところにあるのですがこちらは孟宗竹の竹やぶになっていてかなり広く石が積んである畑です。これも伐採してミカンを作ると言っておられましたので荒地になるよりはミカンをしっかりと作ってもらえればいいかと思います。以上です。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。宮本委員。

9番 島根でも農業をされているけれども300日大島で農業をするということなんでしょうか。

事務局 農作業の300日は島根と周防大島合わせてです。

9番 わかりました。どちらも片手間では済まないくらいの量をやっているんでしょうけれども島根の方の農業が見えないのでわからないができるのかなということを感じました。すでに大島でこれだけやっているということなのでその延長ということでできるんでしょうけど、どれほど実効性があるのか申請書だけでは判断しにくいなというのは感じました。そこらへんが補足としてあると判断しやすいと思います。

事務局 通作については行ったり来たりをずっと繰り返している、周防大島にもよく来ているということは現地でお話させていただいて確認しています。

9番 近いといえば近いし遠いといえば遠いし一日24時間しかなくてそのうち2時間移動に使うっていうのだったらそんなに頻繁に往復はできないだろうし。果樹だからそこまで毎日見ないといけないということはないでしょうけれど。普段自分が野菜を作っているのだからその感覚でからするとそんなに往復かかるところで2か所でやるのはとても難しいだろうと質問しました。

1 2 番 この方は大島へ来られた時にはプレハブの住宅みたいなのを作ってあって通勤ではなく何日間かは泊まって作業すると聞いています。

議長 他にご質問がありましたらお願いします。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、No.3について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、No.3、申請人、譲受人、周防大島町日前●●●●、譲渡人、広島県広島市●●●●、申請地、大字土居、字尾崎、地番●●●●、地目畑、面積418㎡他1筆合計1,727㎡です。契約の内容につきましては、売買による所有権の移転です。経営面積は、現在81,471㎡、取得後は83,198㎡です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、12ページから19ページをご覧ください。本事案については、以前より申請地の一部を耕作していた譲受人が申請地を譲り受けたいという要望に対して、譲渡人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の下限面積要件ですが、本町の下限面積30aを超えて耕作するため問題はないと考えます。次に第6号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第7号の地域調和要件ですが、従来通り耕作管理する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の11番角井委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

11番

譲受人とは何回か家に電話をしたんですけれども連絡がつかず推進委員の船井さんにも連絡の依頼をかけたのですがいらっしゃらないと。朝から晩までいないということでやむを得ず二人で園地の確認をさせていただいています。現地は春になったばかりでそれほどの草丈にはなっていません。木も荒れ放題ということではなかったのが最低限の管理はされている状況でした。もう一つの場所ですが開墾してと書いてあるように原状畑の様相はないのですが畑にされるということですが、実行性に関しては正直疑問を持っていますが県外の全然農業に従事していない所有者が飛び地をもっておくよりはこういう際にまとめて郡内の所有者の方に移譲される方が何かと良いのかなというところもありますので問題はないかなと思います。色々な栽培管理の状況を周りの方からなかなか面積が莫大すぎて管理がどうしても後手に回っている話はお伺いしますので、今回作っている畑の売買なので特に異存はないのですが規模拡大という話になってきた場合には今の畑をもう少し適正管理してくださいという指導は必要だろうとは思っています。以上です。

議長

ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。

続いて、日程2、議案第2号、農地法第5条の事業計画の変更について、それから日程3、議案第3号、農地法第5条の許可申請No.1については関連がありますので、一括して議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号、農地法第5条の事業計画の変更について、それから議案第3号、農地法第5条の許可申請No.1についてご説明します。

議案第2号、農地法第5条の事業計画変更承認申請(計画の変更)について、No.1申請人山口県岩国市●●●●、申請地大字日前、字長浜北、地番●●●●●、地目畑、面積974㎡の内133㎡、事業計画飲食店舗駐車場ですが変更の区分として土地利用計画図の変更で建物および駐車場の変更、倉庫の追加となっています。続きまして農地法第5条の規定による許可申請について、No.1申請人、譲受人、山口県岩国市●●●●、譲渡人、山口県下関市●●●●●、申請地、大字日前、字長浜北、地番●●●●●、地目畑、面積835㎡です。契

約の内容につきましては、売買による所有権の移転です。事業計画は飲食店舗、駐車場、倉庫となっています。それでは申請の経緯変更の内容についてご説明します。資料は20ページから24ページをご覧ください。

本事案について、事業計画者は、申請地に飲食店舗及び駐車場を建設する計画で、令和2年1月6日に転用許可を受け、さらに前回の総会で事業計画の期間の延長が承認されましたが、この度、目的を変えずに事業の計画変更、建築物の配置変更、物品倉庫の取得等を行い、事業区域も変更により新たに農地を転用しようとするものであります。なお、前述の計画変更の目的で、店舗については既に建築が進んでいる案件となります。続いて事業区域の変更により新たに農地を転用するため、許可基準についてご説明します。

まず、立地基準についてご説明します。農地の区分は、役場日良居出張所から北に約2.3kmの位置にあり、過去に公共投資の対象となっていない第2種その他の農地に該当します。次に、一般基準についてご説明します。まず、転用の目的との適合性についてですが、当初の事業計画の目的を変えずに、事業区域の変更により新たに農地を転用しようとするものであります。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、銀行の預金通帳の写しが添付されており、事業の実施に必要な予算を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、既存の農業用倉庫は共同利用のための同意を得ております。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後6ヶ月以内に完了の予定であり確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、該当がありません。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、該当はありません。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び土地利用計画図、施設計画図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の10番田中委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

10番 先日船井委員と現地を確認しました。まず計画変更の方ですが24ページの図面と計画変更前の図面がないのでご不明とは思いますが元の計画ではもっと奥まったところ従業員専用駐車場に寄ったところに、建物自体も当初はプレハブのような構造だったのですが、現地はすでに建物が建ってまったく別のものが別の位置に建っているというような状況です。これはもうできていますのでその通りですとしか言いようがないんですが。一点何か事務局の方で聞いていれば現地を見て大丈夫なのかなと思ったのが、直接この農地には関係ないんですが排水計画があって元の図面を見ると国道437号線という

文字が入っていますけどあそこのあたりから海岸へ横断排水溝を抜く計画だったんですが、変更後のこの計画書では東側の川に排水するようになっています。雨水と浄化槽の排水が流れるようになっているんですけど現地をみると出口の所のL字型になっている排水の所が勾配がとれるのかなど。見た目この完全にL字型の部分が道路の側溝より高くなっているんでこの辺は何で海岸に抜かなかったのかなというところと、この排水本当に大丈夫なのかなというのちょっと気になったのですが。事務局の方でその辺確認されていれば補足をお願いしたいと思います。それと隣の土地については現地の方はミカンの木がもう伐採されていつでも整地できるような状況になっていて今朝この番地の辺で段差があるのでそこをどういう風にされるのか、スロープにされるのかわかりませんが工事をされていました。以上です。

議長 今求められた補足説明はできますか。

事務局 排水の計画についてはこの図面上で特に変更とかは聞いていないのでこの計画の通り申請人からは行うということで把握しています。

議長 角井委員。

11番 24ページの計画書見ていただくとここの農地がもうなくなるんでいまさら言ってもなんですけど外にテーブルを置いて屋外でもご飯が食べられるような設計をしてらっしゃいます。当初の計画を通した段階でも農地が近くにあるので営農とかには影響ないようにしてくださいというのを大前提としてお話をしているはずなんですけど、こんな外にご飯食べる場所があったら消毒とかの営農作業について明らかに支障がでる設計に変わっています。農地の転用とかはやむを得ないと思うんですけど、料理屋さんできたから隣の農地が防除とか管理とかが妨げられるというのではそもそも元も子もないという話になるので、あくまで営農に関しては妨げがないけれどもその転用は認めますっていうのを徹底していただきたいと思います。これでどんどん別のものができて、よそでもよく聞く話ですけどマンションができたから畑が田んぼが作れなくなるとか消毒が飛んでくるから洗濯物が汚れるから消毒ができないとか。結局そこが農家の方から撤退するっていうんでは本当に何にもならないので、それだったら転用許可なんかしないほうがいいんで藪の方がましって判断になってしまうのでこのあたりは必ず徹底させてください。以降の審査としてもあくまで隣で農業ができるというのが大前提として転用を通す、ここは必ず守っていただきたいと思います。

議長 今のは事務局への要望ということでよろしいですか。当面今回は農地がなくなっているから最終的に問題はないとして今後上がってきた案件で隣接するような農地に障害があるような計画があがってきた場合は気をつけておいて

指導徹底をよろしく申し上げます。

1 1 番 この設計図が出てきた段階で農業経営に支障が出ますから認められませんと  
いっていただかないと農業委員としても農地を守るっていう大前提から崩さ  
れてこられますので、使える農地が。この委員の存在価値がなくなりますか  
らお願いします。

議長 他にご意見ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので、採決をいたします。

まず、議案第2号、農地法第5条の事業計画の変更についてNo.1を承認する  
ことに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本件は、承認することに決定をいたします。

次に、議案第3号、農地法第5条の許可申請についてNo.1を許可することに  
賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。

続いて、日程3、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請No.2につ  
いて、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、No.2申請人、譲  
受人、広島県広島市●●●●、譲渡人、山口県岩国市●●●●、申請地、大  
字西屋代、字田中、地番●●●●、地目畑、面積1,418㎡他2筆1,700㎡  
です。契約の内容につきましては、売買による所有権の移転です。事業計画、  
用途等については太陽光発電施設です。続いて許可基準について説明します。  
資料は、25ページから29ページをご覧ください。本案件は、昨年11月の  
総会で農用地からの除外についてお諮りした案件となります。まず、立地基  
準についてご説明します。農地の区分は、役場大島総合支所から南東に528m  
の位置にあり、過去に公共投資の対象となっていない第2種農地に該当しま  
す。次に、一般基準についてご説明します。まず、転用の目的との適合性  
についてですが、譲受人は、県外に住所を有する太陽光発電事業を営む法人で  
す。申請地を取得し太陽光発電事業により、経営の安定を図ろうとする譲受  
人の要望に対し、遠方に住んでおり、農地の維持管理が困難な譲渡人が応じ

るものであります。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、預金通帳の写しが添付されており、事業の実施に必要な予算を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後約1年以内に完了の予定であり確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、開発地区内行為の届出及び河川法の許可を得ています。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、該当はありません。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び土地利用計画図、施設計画図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の1番川地委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

1番 もともと11月にこの案件が出たときに人から売買だという話は聞いていました。なんでこれがあとからになったのかいっぺんにやればよかったのだが売買価格が合わなかったのかというふうに思っています。現場はすでに測量等がされておるようです。搬入は前は川沿いを上がってくるということだったんですが27ページの図があるんですがプール側から入るように農地の所有者等々で協議をしておるという話を聞いております。売買についてもともとそれが希望だったんでいいのではないかと思います。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。田中委員。

10番 2点ほど。これ移転の時期というのが書いてないんですけどどれくらいの期間がかかるのか、それと以前除外の時に質問したと思うんですが学校の隣でもありますしフェンスの高さがどれくらいかということですが今回も高さは書いていない。あの時質問が出たんですからせめてここへ高さくらいは入れてほしかったと思うのですが。口頭で結構ですのでご説明ください。

事務局 まず工事の期間についてですが許可後一年以内という予定で申請者側からは聞いています。次にフェンスの高さですが図面には高さまで記載がないんですが1.2mということを確認しています。

議長 他にご質問がありましたらお願いします。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので、採決をいたします。  
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。  
続いて、日程4、審査会1、農振法に基づく農用地利用計画変更(随時変更)  
について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、審査会1、農振法に基づく農用地利用計画変更(随時変更)について  
No.1所有者、事業主体、山口県柳井市●●●●、申出地、大字東三蒲、字庄  
屋前、地番●●●●、地目田、面積851㎡、変更区分は除外、事業計画は住  
宅用敷地、その他参考として無断転用案件です。それでは、申請の経緯及び  
変更の基準についてご説明いたします。資料は29ページから34ページをご  
覧ください。対象の農地区分は、役場蒲野出張所から東に480mに位置する、  
過去に公共投資の対象となっていない第2種農地に該当いたします。申出者  
は町外に住所を有する個人です。申出者の親が農地内へ家を建築したこと  
による無断転用案件となります。そのため本申請と、今後の転用申請にて無断  
転用状態を是正しようとするものであります。変更基準ですが、まず、対象  
の農地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区  
域以外の区域内の農地をもってかえることが困難であるか(代替性がないか  
どうか)についてですが、住宅として使用されており、今後も同様に活用し  
ようとするものです。事業計画や土地利用計画から、他に代替地はないと考  
えられます。次に対象の農地の用途区分を変更することで農用地の集団化や  
作業効率、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすお  
それがないかについてですが、住宅として既に使用されているため、集団農  
地内の位置付けはされておらず、農地の集団化や作業効率、農地の効率的か  
つ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。次に、農用地区  
域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手に対する農用地の利  
用の集積に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、認定農業者等によ  
る農用地の利用の集積はなく、支障はないと考えられます。次に農用地区域  
内の農業用排水路や農業用道路等の土地改良施設利用に支障を及ぼすおそ  
れがないかについてですが、水路や道路等の加工はしないため、支障はない  
と考えられます。次に農業生産基盤整備事業の工事が完了した年度の翌年度  
から起算して8年を経過した土地であるかについてですが、当該農地は、過  
去に公共投資の対象になっていません。以上のことから、農業振興地域の整  
備に関する法律第13条第2項各号に基づく、計画の変更に必要な要件は満

たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の 6 番星出委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

6 番 現地を岡村推進委員と確認しました。申請人にはお会いできませんでしたが行政書士並びに近所の方に話を聞きました。ここはもともと農振地区なので昭和 40 年代までは水田としておじいさんが管理され周りの方が耕作されていました。申請者がこの経緯に至った件は昨年 5 月の弟さんが急死して家が以前から長いこと空いていたんですけど身辺整理をすることで今回の無断転用が発覚しました。当時ここは申請者のお母さんが昭和 40 年代に建てたということでかれこれ 50 年経過していますが、当時ハウスメーカーによって一戸建ての家を建てたのですがその経緯は本人も遠方にお嫁に行かれていたのでこの間の成り行きは全然わからない状態だったそうで当時の書類も全く残っていないということです。以上です。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので、採決をいたします。

本計画を変更することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本計画の変更は、適当である旨の回答をすることに決定いたします。続きまして、No.2～No.8 については、非農地証明に係る農用地区域からの除外ですので、一括して事務局からの説明をお願いします。

事務局 はい、審査会 1、農振法に基づく農用地利用計画変更(随時変更)について No.2 所有者、山口県柳井市●●●●、申出地、大字久賀、字和泉屋敷、地番●●●●、地目畑、面積 641 m<sup>2</sup>他 8 筆合計面積 2,966 m<sup>2</sup>です。続きまして No.3 所有者、周防大島町西屋代●●●●、申出地、大字西屋代、字因幡、地番●●●●、地目畑、面積 238 m<sup>2</sup>他 1 筆合計面積 756 m<sup>2</sup>です。続きまして No.4 所有者、山口県岩国市●●●●、申出地、大字出井、字天神北、地番●●●●、地目畑、面積 106 m<sup>2</sup>他 1 筆合計面積 462 m<sup>2</sup>です。続きまして No.5 所有者、広島県廿日市市●●●●、申出地、大字久賀、字押ヶ迫上、地番●●●●、地目畑、面積 437 m<sup>2</sup>です。続きまして No.6 所有者、東京都練馬区●●●●、申出地、大字秋、字沢田、地番●●●●、地目畑、面積 1,648 m<sup>2</sup>他 1 筆

合計面積 2, 172 m<sup>2</sup>です。続きましてNo.7 所有者、広島県広島市●●●●、申出地、大字東屋代、字石原、地番●●●●、地目畑、面積 318 m<sup>2</sup>他 3 筆合計面積 2, 016 m<sup>2</sup>です。最後にNo.8 所有者、熊本県嘉島町●●●●、申出地、大字東安下庄、字七反田山、地番●●●●、地目畑、面積 1, 279 m<sup>2</sup>です。いずれも農地現況証明にて荒廃による非農地判断を行った案件です。説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

No.2～No.8 については農地現況証明にて非農地判断をおこなった案件ですので、農業委員からの説明は求めません。ただいまの事務局の説明でご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので、採決をいたします。  
本計画No.2～No.8 の7件について、変更することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員又は多数)

挙手全員(多数)であります。  
よって、本計画の変更は、適当である旨の回答をすることに決定いたします。  
続いて、日程5、報告事項1、農地法第18条第6項の規定による通知(賃借の合意解約)について、事務局より報告をお願いします。

事務局

はい、報告事項1、農地法第18条第6項の規定による通知(賃借の合意解約)についてご報告いたします。No.1 申請人、貸付人周防大島町西安下庄●●●●、借受人周防大島町西安下庄●●●●、申請地大字西安下庄、字長尾、地番●●●●、地目畑、面積 756 m<sup>2</sup>です。契約内容等につきましては農業経営基盤強化促進法による利用権設定です。期間は令和4年6月25日から令和13年6月24日までの使用貸借設定です。備考につきましては合意解約です。報告は以上です。

議長

ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。  
特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。  
続いて、No.2 について、事務局よりご報告をお願いします。

事務局

はい、報告事項1、農地法第18条第6項の規定による通知(賃借の合意解約)についてご報告いたします。No.2 申請人、貸付人周防大島町西三蒲●●●●、借受人周防大島町東三蒲●●●●、申請地大字西三蒲、字国木、地番●●●●、地目田、面積 2, 046 m<sup>2</sup>です。契約内容等につきましては農業経営

基盤強化促進法による利用権設定です。期間は令和元年 6 月 25 日から令和 7 年 6 月 24 日までの使用貸借設定です。備考につきましては合意解約です。報告は以上です。

議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。  
特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。  
続いて、日程 6、報告事項 2、農地現況証明願による現況証明について、事務局より報告をお願いします。

事務局 はい、報告事項 2、農地現況証明願による現況証明についてご報告いたします。西安下庄、小泊にて 2 件の現況確認を行い、非農地の判断をいたしました。理由は備考欄のとおりとなります。各農業委員さんにご確認いただきましたのでご報告いたします。資料は 61 ページから 65 ページをご覧ください。報告は以上です。

議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。  
特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。  
続いて、日程 7、協議会に移ります。協議事項 1、令和 5 年度最適化活動の目標設定（案）について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、令和 5 年度最適化活動の目標設定（案）について、ご説明いたします。別途配布しております資料をご覧ください。これは平成 28 年 3 月の農林水産省の通知に基づき、毎年度の活動目標とその達成に向けた活動計画を定めておりましたが、令和 5 年 3 月 1 日付の農林水産省経営局長通知にて内容の改正があり、また、作成期限も 3 月中と定められました。改正のありました部分についてご説明いたします。1 ページ目につきましては以前と変更ありません。現在の数値を記載しております。2 ページ目、最適化活動の目標についてです。1 の（1）の②をご覧ください。この度の改正で、農地の集積率の目標数値が定められました。国の目標は 80% ですが、山口県が示す目標が 70% であるため、そちらを採用しております。本町農地面積が 1,630ha のため、70% の 1,141ha が累計の集積面積の目標となります。1 の（2）の②につきましては、令和 3 年度の数値を基準とするよう通知にあるため、そのようにしております。次に、3 ページ目をご覧ください。2 「最適化活動の活動目標」の（1）に一人当たりの活動目標の項目について、一月当り 6 日と設定しております。こちらは定めた目標に対して点検・評価を行うわけですが、一月当り 6 日の活動が評価点のつく最低日数となっているため、採用しました。大きな変更点の説明は以上です。

議長 ただいまの事務局の説明に、ご質問などはありませんか。角井委員。

1 1 番 最適化活動の目標なんですけど今10%で5年度で70%って書いてあるんですけど、何かそういう目標だから70%ですと実行しようっていう感じじゃないとかできると思えなくて。例えば国なり県なり町なりが強制力をもって集積を図るっていうんだっただけかもしれないですけど70%いけるといいですねぐらいの感覚でたぶんやってったらどうやっても無理だと思うんですよ。なのでこんな今時点から絶対に達成できるわけがない目標掲げてどうするのかなっていうのが率直に思うところです。これでいいよっていうのはちょっと言えないです。もう少し現実的に届きそうなところにしないと集積率今10%で。目標とすれば今年度である面積の残り60%を集積しますよと言っているんですよ。誰にっていうところからも始まるし。

事務局 ご意見ごもっともだと私も思っております。この集積率、最初国から80%と急に示されたときは本当にどうなのかと思ったところでしてそれについて説明とかこう変えてくれと求めたところなんですけど、やはりこの数字を変えることはできないという風に説明がありまして。この担い手さんへの集積面積が1,141ヘクタールになっているんですけどこれで行くと担い手さんは90名弱いらっしゃって一人当たりの耕作面積が10ヘクタールぐらいになるのでとても現実的ではない数字であることはこちらも認識しています。そこについての改正とかもうちょっと現実的な数字にしてくれっていうのを求めていきたいところではあります。当然担い手さん増やしていくというのはこちらがやっていかないといけないことだと思っておりますのでそこは進めていきたいと思っております。

1 1 番 特に何のペナルティもないっていうのならそう決めたからそう書いてくれていわれてもそれでいいというならいいんですけど。現時点で絶対できないよというのは認識してますっていうのはしっかり表示していただいて何で達成できないんだっていわれてもそれはできるわけないところを置いていきましたよねっていうのは国の方にも県の方にも求めるべきだと思います。以上です。

議長 ちょっと補足すると今回二年間かけて地域計画をつくっていく、その中で実際にすぐ集積をするかどうかは別として将来的にはこの担い手に対して集積をしますよというのが積み上げ数字で基本、どこまでやれるかは別としてやれる。それをベースにして二年後の段階である程度出てきた数字をどう考えるかということになるのかというのが今話を聞いてのことだが。そのあたりをまた皆さんでどこかで議論をできたらと思います。最適化活動の活動目標月6日というのが農業委員にかかってくる日数になるということですね。活動記録カードを6日になるかどうかは別として出す努力をしなければいけないという数字になると理解していいんですよ。

事務局	最適化活動交付金の関係もありましてこの点検評価を翌年度するとき6日というのは最低日数になっていまして。それを切ったからといって完全になくなるわけではないのですけれども。
議長	農業委員皆さんに努力として最適化活動、農地を集積するような活動展開を月6日お願いしますよというような計画となっていると理解していただいて努力をお願いできたらと思いますが。他に何かご質問がありましたら。宮本委員。
9番	集積の目標の件ですけど目標立てて数字だけ渡されてこの目標作りましてということですけど数字からさっき担い手が90人でという話があって具体的な数字が出てくるとどんな営農のイメージをするのかっていう話につながっていくとは思っているのでそれをみんなで共有をしてどういう農業をすればこの目標値になるのかとかそういうアプローチをしていけばある程度具体的な目標像を共有できて多少皆の活動のイメージにつながっていくのかなと感じました。この月に6日最適化活動しますよっていう6日の活動の内容も何をすればいいのかよくわからないというところから6日だとちょっとむずかしいですけどめざす目標がある程度みんなで共有できていけばどういう活動をすればその数字に近づいていくっていう具体策になっていけるのかなと感じました。ちょっと一方的に言われて数字で紙だけ作りましてというよりは作ったからにはどうやったら実現できるかっていう歩み寄りもやっぱり必要だろうとは思いました。こんなの絶対無理だよという意志を突き付けた人に対して示すっていうのも大事なことだと思いますけど農業委員として皆で集まっているからにはなにができるのかっていう歩み寄りは必要かなって感じました。以上です。
議長	宮本委員が言われる通りで各農業委員に対しての情報提供がちょっと少ないと思っています。町が定めている担い手の定義からいうと人農地プランの当初の中で周防大島町の担い手枠があってこの方々に集積をするんですよというのが当初の人農地プランだったはずなんですよね。そこには固有名詞が出ている。その情報はこの新体制になってまだでていないんじゃないかと思った。みんなが持っているのかなと思いながら。誰がターゲットなのかと少なくとも2, 3年前の段階で人農地プランとして担い手のターゲットはこの方々ですよというのを町が整理している資料を多分皆さんがお持ちじゃあない。それ以降新たな担い手もいるから見直しをかけるのは別としてそのあたりの情報共有をしてこの方々に集積をしていくというのが町の思いとしてある。それを踏まえてそういう方々に集積をするための日々の活動を月6日やっていかななくてはいけない。一日中その仕事にかかるということではなく話し合いは1日に10分でも20分でもいいという話になると思いますからその当たりの活動を展開するというのが農地集積にかかるこの計画になるんだら

うと思います。もうちょっと皆が持っている疑問に答える資料は事務局として工夫してください。今すぐではないですがどこかの段階で町の思いとしてはこの方々を担い手として考えていますと、それ以降人が増えているところがあるからもうちょっと見直しをかけなければというのはあると思うけど。

事務局

情報が農業委員会の委員さん推進員さんに十分伝わっていないというご指摘で重く受け止めております。来年度からの地域計画二年間で策定するに当たり町内でどのような担い手さんがいらっしゃるのか農地情報とか色々な情報を共有していきたいと思ひますし支援をする国や県の情報もお示ししていきたいと思ひています。農業委員会の場でもしていきたいと思ひますし総会とはまた別の農業委員さん推進委員さんにそういう話をする機会も作ってきたいと思ひています。

議長

そういった機会は早めの方がいいかもしれません。そのあたりを踏まえての今回の地域計画になるんだろうと思ひますから。他にご質問がありましたらお願いします。質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。本案を公表することに異議のない方の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって、本案を公表することに決定いたします。続いて協議事項2、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてご説明します。本日周防大島町の農業委員会の農地等の用の最適化の推進に関する方針の案ということと新旧対照表をお配りしております。こちらにつきましては来年度から地域計画というものが法定化されることに伴いまして農地利用の最適化の推進指針といっているこれの改正が必要となって本日皆様にご確認いただきたいと思ひて提案させていただいております。変更の内容については地域計画にかかわってくるところです。地域において農家さんの意向を把握してそれに基づいて話し合いをする、その話し合った結果を地域の皆さんで共有して実行をしていく。そこに農業委員会の委員、推進委員も話し合いに入っ  
てなるべく皆さんで話し合いのもとに計画が作れるようにかかわっていきま  
しょうというところです。最適化の推進というところで農業委員会の諸事務  
では3つの大きな活動がございます。担い手への農地の集積、遊休農地の発  
生防止・解消、新規参入の促進活動ということ。先ほど宮本委員からど  
のようにかかわっていくかというところでこの活動記録セットを皆さん日誌  
とか活動記録を作ってくださいうえでお持ちかと思ひます。今の3つの取り  
組みというものがどのようなこととするのかというのもこちらに書いてあり

ます。毎月6日どのような活動をしたらいいかについてはこの中に書いてあります意向把握とか話し合いへの参加とか遊休農地になっていないかとか日常的なパトロール、そして来年度3反要件がなくなって農地を取得しやすくなりますのでそういった方への相談対応とか、新規取得したけれどもちやんと使っているだろうかという現場の活動というものが来年度からより増えてくると思いますので月6日というのももっとかかってくるのではないかと思います。一日のカウントの取り方については時間的なものはありませんけれど皆さんお仕事抱えての中での活動となりますので、その辺の日にちの定義はありませんが合間にでもこのような3つの重要な活動を意識して日々地区等で動いていただければと思いますし必要によっては事務局等も交えながら一緒に活動できたらと思っています。この指針の変更について現状と3年後の目標、6年後の目標という風に数値があります。角井委員からご指摘もありましたが達成が現実的ではないのではないかとということも重々承知はしております。どうしても用いる数値に当たって算出については国や県から示されたものを踏まえなければいけないという縛りもありましてここには記載をさせていただいています。目標としては3年をめどに見直しを行っていくということで来年度からの活動についてはこの目標というものを達成は難しいとは思いますがこういう目標でやっというところで皆さんと取り組んでいきたいと思っています。一つの目指す方向性ということで本日提案をさせていただきました。ご確認をいただければと思います。

議長 今の事務局の説明で何かご質問がありましたらお願いします。宮本委員。

9番 まずどういう活動をしていくのかっていうのを早い段階で具体的に少なくとも農業委員と最適化推進委員で共有をする、どういう活動をしていくかっていう具体的な案をみんなで揉まないに本当に絵にかいた餅っていうかただの数字にしかならないのでこれじゃあ計画を公表したところで何だったんだろうということにもなりかねないですし、それと同時に関係者っていうのは全町民とあと農地の所有者その人たちに最初の告知ですね。作るために協力が必要ですよという告知をどうしていくのかっていうそういうのが必要になってくると思うんですけど。ちょっとなにか求められているものの規模と現状の体制に乖離がありすぎて3年間とか6年間っていわれても全然現実味がないとこから時は刻々と過ぎていくって感じになっていくんじゃないかなと。なにか具体的なしていかないとちょっと無理ですよっていうのが今の感想です。

事務局 取り組む活動っていうのを今ご説明させていただいたんですけどもこれを今言っただけではお一人お一人単独でというような感じで非常に分かりにくいし動いていかなというの思います。さっき会長から考えてくださいといわれたことですがこの総会とは違う農業委員推進委員等が集まってその地区で

の活動をどのように展開していくかっていう話合いとか打ち合わせの場って  
いうのは作って行かなければならない。その場で今月はこういうことをして  
いこうこの地域計画策定につきましてはスケジュールというのが定まってい  
ますのでこの地区の何期から何期まではこういう活動をしていこうというふ  
うに共有しながら進めていきたいと思っています。

議長 角井委員。

1 1 番 4 ページの集積率に関してはさっき話したので省略させていただいて、6 ペ  
ージの3 新規参入の促進目標についてですが3 年後で2 4 人9. 2 ヘクタ  
ール、新規参入法人が1 法人で2 ヘクタールってなっているんですが新規参入  
のイメージっていうのは定年帰農者か専業農家としてバリバリやっていく人  
どちらをイメージしていますか。

事務局 この新規参入者の定義が国の Q&A を見ると権利を取得した人というくくり  
になっています。3 条とか利用権とかで今まで耕作地が0 だった人が取得し  
た、自給農家も含むとなっています。大規模にやる方から家庭菜園程度の人  
も農地を取得して何か生産活動を新たに行う方を新規参入者と位置付けてい  
ます。現在の状況から行きますと令和4 年度の実績、3 条や利用権で耕作地  
0 から取得した方が2 1 人で面積がこれだけあるというところですよ。3 年後  
1 1 年後とあまり推移が変わっていないのですけれども3 条取得が来年度か  
らは増えるかなとは思っていますので令和4 年度の実績を下回ることはない  
と踏んで試算をさせていただきました。法人の数につきましては具体的にど  
の法人が立ち上がるという目途はないのですけれども1 法人2 ヘクタールく  
らいの規模でやっていきたく法人が出てほしいし法人を呼び込んでいくとい  
うのも農業委員会の活動としてやっていきたいなと考えているところです。

1 1 番 新規参入者の概念が取得する人っていうのであればもう面積とか言ってもし  
ょうがないのかなと思ったので。今単純に9. 2 2 ヘクタールを2 4 人で割  
るとだいたい4 反弱くらいになってこれだと専業農家として食べていくって  
いうのは果樹でいえばあまりにも少ない面積になりますし、水稲でもたぶん  
問題外な面積になりますし野菜でも少ないなど。自給農家も含むっていうの  
であれば達成できる目標かなという印象を持ちました。一法人2 ヘクタール  
の方に関してですけれども色んな所で聞く話で法人を立ち上げる立ちあげな  
いの一つの基準が最低でもだいたい売上二千万とか言われている。法人にす  
る場合には雇用をおこななければいけないので2 ヘクタールってこういつて  
は何ですけれども個人農家で回して十分やれないといけない面積、個人農家  
一人雇って自分が社長でと言ったら生活ができない規模になってしまうの  
で。おそらく一法人でまともに飯を食わすんであれば最低でも4 ヘクタール  
からの計算をしてこないとおそらく難しいと思います。中の品種構成で2 へ

クタール全部せとみを作りましたとか突拍子もないことさえすれば数値上は達成できると思うんですけども現実的ではないので。この2ヘクタールで法人をたててくださいという目標は法人をたてるには小さいと思います。あとは中の文章はつらつらとんっと思うことがあったりはするんですけども。さし向き気になる部分としてはそこです。以上です。

事務局 法人の経営面積につきましては今のご指摘を踏まえて考えたいと思います。

議長 まだ訂正の可能性はあるのですか。

事務局 一応案ですのでこの数字的なところはお気づきがありましたら。実際今法人でいえば2ヘクタールかそれ以上でやっていますので数字的なものはやはり一法人が2から4ヘクタール当たりになろうかと思います。

議長 法人という話になると社会保険料を払えるような規模がないと不可能なので2ヘクタールでは成り立たない。そのあたりを今日の段階で採決をしきらないというのが正直思っているところですが。今日出してすぐ採決ということの方が間違っている。先月に出して一か月よく読んで今日採決ならわからないでもない。2か所気になるのは1ページの就農希望者や認定農業者を柑橘振興センター等と連携して担い手を育成しますという話になっているけれども県の機構からいうと柑橘振興センターはそこに関わっていない。厳密には農林水産事務所が県の機構で担い手対策を持っている。今までそれで認められて書いているからそのまま行っているがそこは気になる。6ページ3の新規参入の促進について(2)新規参入の促進に向けた具体的な推進方法①で関係会館との連携についてになっているがこれは関係機関ではないか。ちょこちょこ気になる表現がある。これを見直しをかけてという話はこの席でできるかというのは気になって。4月採決をして3月に策定をしたという話をするのか。この場で採決といわれると問題が大きすぎる。では今月中に何かご指摘事項がありましたら事務局に報告をし事務局が見直したものを持ち回り決裁でということにさせていただきます。3月中に皆さんの承認をいただいて策定ということで行きましょう。他にご意見がありましたらお願いします。続いて、諸連絡について、事務局よりお願いします。

事務局 農地法改正に伴う下限面積の撤廃についてご説明いたします。  
お手元にお配りしております農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律について21ページ22ページをご覧ください。  
農地法では、農地取得をする場合の下限面積を定めており、法律上は、農地法第3条第2項第5号の規定により、本来、50aが下限となっておりますが、同5号及び法施行規則第17条の規定により、10aを限度として、それぞれの農業委員会で別段の面積を定めることが出来るようになっておりま

す。周防大島町農業委員会では、この規定に基づきまして、平成21年12月25日付けで別段の面積を、30aに定めており、農地を取得する場合は、この条件を満たさねばならないこととなっております。この下限面積について定めてある法律上の規定が、令和5年3月31日をもって廃止されることが法改正により決まっていることから、独自で定めた下限面積も廃止しようとするものでございます。これにより、今後は、農地法第3条で農地を取得しようとする場合、面積上の要件は撤廃されることとなります。そのほかの要件については従来通り審査基準に当てはめることになろうかと今のところは考えています。以上でご説明を終わります。

議長 今の案件について何かご質問がありましたらお願いします。角井委員。

11番 撤廃されるってことは住宅に付随する制度自体が不要になるということですか。住宅に付随するは30アールのさらに下回る時に使うための要件だったと思うのでそのあたりはなくなるならなくなるということで明示していただければと思います。3月31日をもって廃止になるという認識でよろしいですか。

事務局 廃止ということで考えています。

議長 他にご質問がありましたらお願いします。よろしいですか。そのほかに皆さんの方からご質問ご提案がありましたらお願いします。

事務局 もう一点、周防大島町農業委員会に係る農地の権利の移転設定申請書等については、県の農地法関係事務処理要領に基づき作成されておりますが、周防大島町全体として、令和5年4月1日施行で行政文書の押印見直しを行う予定としております。これに合わせまして、来月4月1日から原則押印不要できるものは実施できたらというふうに考えております。ご意見などあれば、お聞かせ下さい。

議長 署名があつたら印鑑はいらぬという話ですか。

事務局 現地確認や証明書は印鑑が必要かと考えています。農地法権利の移転申請3, 4, 5条と合意解約、農地転用制限例外、農振法に基づく変更申請書、このあたりは押印不要にしたいと考えています。

議長 事務処理要領に基づいてやっているという話ですが周防大島町の事務処理要領を策定するという話になるのですか。前回は議論がでたと思うんですが今後ある程度キッチリとした体制をとるという話をするためにも周防大島町としての事務処理要領を定めてこれに基づいて事務をするという、要領ができ

たら皆さんに配るということにしてください。それを持っておかないと農業委員もやれなくなるから。

事務局

いったん事務局の方で素案というか作らせていただいて皆さんにお配りしてそれからさらに加えたり変えたりさせていただけたらいいかと考えています。

議長

今の件についてご意見ご質問がありましたらお願いします。  
では他にご意見ご質問がありましたらお願いします。

次回総会開催日は4月14日（金）午前9時30分から 場所は、久賀庁舎3階会議室を予定しております。議案送付は4月5日（水）までを予定しております。

以上でお諮りしたい議案はすべて終了しました。では、以上をもちまして第88回周防大島町農業委員会総会を閉会いたします。長時間の審議、ご苦労様でした。

上記は、令和5年3月15日開催の第88回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和 5年 4月 日

周防大島町農業委員会会長\_\_\_\_\_

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員\_\_\_\_\_

周防大島町農業委員\_\_\_\_\_